

## ○群馬県心身障害者扶養共済制度条例

昭和四十五年三月三十日条例第二十二号  
改正 昭和五四年一〇月三十一日条例第三九号  
昭和五七年一〇月 五日条例第三九号  
昭和五九年一二月二四日条例第四七号  
昭和六〇年一二月二三日条例第三八号  
平成 五年 三月一六日条例第三号  
平成 七年一〇月一七日条例第三九号  
平成一一年 三月一五日条例第一八号  
平成一一年一二月二二日条例第五五号  
平成一二年 三月二三日条例第五号  
平成一五年一〇月一〇日条例第五三号  
平成一九年一二月二五日条例第七八号

群馬県心身障害者扶養共済制度条例をここに公布する。

### 群馬県心身障害者扶養共済制度条例

(目的)

**第一条** この条例は、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者の死亡又は重度障害後の心身障害者に年金を支給するため、群馬県心身障害者扶養共済制度（以下「制度」という。）を設け、もって心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とする。

*一部改正〔昭和五七年条例三九号〕*

(機構との契約)

**第二条** 県は、この制度の円滑な運営を図るため、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号。以下「法」という。）第十二条第三項の規定による保険約款に基づく保険契約（以下「心身障害者扶養保険契約」という。）を締結するものとする。

*一部改正〔昭和五九年条例四七号・平成五年三号・一五年五三号〕*

(用語の定義)

**第三条** この条例において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、将来独立自活することが困難であると認められるものをいう。

一 知的障害者

二 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める身体障害者障害程度等級表の一级から三級までに該当する障害を有する者

三 精神又は身体に永続的な障害を有する者で、その障害の程度が前二号に掲げる者と同程度と認められるもの

2 この条例において「保護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、現に心身障害者を扶養しているものをいう。

一 心身障害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）

二 心身障害者の父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族（親族ではないが、事実上親族と同様の関係にある者を含む。）

3 この条例において「重度障害」とは、次の各号のいずれかに該当する状態をいう。ただし、規則で定める場合を除く。

一 両眼の視力を全く永久に失つたもの

二 咀嚼又は言語の機能を全く永久に失つたもの

三 両上肢を手関節以上で失つたもの

- 四 両下肢を足関節以上で失ったもの
- 五 一上肢を手関節以上で失い、かつ、一下肢を足関節以上で失ったもの
- 六 両上肢の用を全く永久に失ったもの
- 七 両下肢の用を全く永久に失ったもの
- 八 十手指を失ったか、又はその用を永久に失ったもの
- 九 両耳の聴力を全く永久に失ったもの

4 この条例において「心身障害者扶養共済制度」とは、法第十二条第二項に定める共済制度をいう。

*一部改正〔昭和五十七年条例三九号・五九年四七号・平成五年三号・七年三九号・一一年一八号・一五年五三号〕*  
(加入資格)

**第四条** この制度に加入することができる者は、心身障害者の保護者であつて、加入時において次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 県の区域内に住所を有すること。
- 二 六十五歳未満であること。
- 三 特別な疾病又は障害を有せず、心身障害者扶養保険契約の対象となることができること。

2 次の各号に掲げる要件に該当する者は、前項の規定にかかわらず、この制度に加入することができる。

- 一 制度の発足後に転入（新たに県の区域内に住所を有することとなつたことをいう。以下同じ。）をしたこと。
- 二 転入の直前まで、他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度（機構と心身障害者扶養保険契約を締結している場合の制度に限る。以下同じ。）の加入者であつて、転入後直ちにこの制度に加入するものであること。

*一部改正〔昭和五十四年条例三九号・五九年四七号・平成一五年五三号〕*  
(加入)

**第五条** この制度に加入しようとする者は、規則の定めるところにより、加入を申し込み、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、加入の承認をしなければならない。

- 一 加入の申込者が前条に定める加入資格を有しない者であるとき。
- 二 同一の心身障害者について、すでに前項の規定による加入の承認を受けた者（以下「加入者」という。）があるとき又は同時に二人以上の者から加入の申込みがあつたとき。

*一部改正〔平成七年条例三九号〕*  
(口数による加入)

**第六条** この制度への加入は口数単位によるものとし、同一の心身障害者について加入できる口数は二口までとする。

*全部改正〔平成七年条例三九号〕*  
(口数の追加)

**第七条** 加入の申込者は、第四条第一項に規定する加入資格を有するときは、規則の定めるところにより、加入の申込みと同時に知事に口数の追加を申し込むことができる。

2 加入者は、六十五歳に達するまでは、規則の定めるところにより、知事に口数の追加（前項の口数の追加を含めて、以下「口数追加」と総称する。）を申し込むことができる。

3 知事は、前二項の規定による申込みがあつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときを除いては、口数追加の承認をしなければならない。

- 一 口数追加の申込者が、口数追加時に特別な疾病又は障害を有するため心身障害者扶養保険契約の対象となることができないとき。
- 二 口数追加の対象となる心身障害者について、すでに口数が追加されているとき。

追加〔昭和五四年条例三九号〕、一部改正〔平成七年条例三九号〕

(掛金の納付)

**第八条** 加入者は、加入を認められた日の属する月から、規則の定めるところにより、加入時の年齢に応じ別表に定める掛金を県に納付しなければならない。ただし、六十五歳に達した日以後最初に到来するこの制度の加入の承認を受けた日の年単位の応当日に達している加入者で、この制度に二十年以上継続して加入しているものは、掛金の納付を要しない。

2 前条第三項の規定による口数追加の承認を受けた者（以下「口数追加加入者」という。）は、口数追加を認められた日の属する月から、規則の定めるところにより、別表に定める掛金を県に納付しなければならない。ただし、六十五歳に達した日以後最初に到来する口数追加の承認を受けた日の年単位の応当日に達している口数追加加入者で、口数追加を二十年以上継続しているものは、掛金の納付を要しない。

3 第一項ただし書及び前項ただし書の規定の適用に当たっては、第四条第二項の規定の適用を受けて加入者又は口数追加加入者（以下「加入者等」という。）となつた者については、当該他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入期間又は口数が追加された期間は、すべてこの制度の加入期間又は口数追加の期間とみなす。

4 知事は、第一項及び第二項の規定による掛金の額を、規則の定めるところにより減額することができる。ただし、加入者等が県の区域内に住所を有しなくなつたときは、この限りでない。

一部改正〔昭和五四年条例三九号・五七年三九号・六〇年三八号・平成七年三九号〕

(年金の給付)

**第九条** 加入者が死亡し、又は重度障害となつたときは、その死亡し、又は重度障害となつた日の属する月から、規則の定めるところにより、その者が扶養していた心身障害者に対し、年金を支給する。ただし、年金の給付が重度障害による場合であつて、その重度障害が規則で定めるときは、この限りでない。

2 年金の額は、月額二万円とする。

3 口数追加加入者が死亡し、又は重度障害となつたときは、前項の額に二万円を加算する。ただし、年金の給付が重度障害による場合であつて、その重度障害が規則で定めるときは、この限りでない。

一部改正〔昭和五四年条例三九号・五七年三九号・平成七年三九号〕

(年金管理者)

**第十条** 加入者等は、その扶養する心身障害者が年金を受領し、管理することが困難であると認めるときは、その心身障害者に代わつて年金を受領し、これを管理する者（以下「年金管理者」という。）を、あらかじめ、その者の同意を得て指定しておかななければならない。

2 前項の規定により年金管理者が指定されている場合においては、年金給付の支払は、当該年金管理者に対して行うものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は年金管理者となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 破産者であつて復権を得ない者

4 加入者等は、年金管理者を変更することができる。

5 加入者等は、年金管理者が次の各号のいずれかに該当するにいたつた場合には、速やかに、年金管理者を変更しなければならない。

一 死亡したとき。

二 所在が不明になつたとき。

三 第三項各号のいずれかに該当する者となつたとき。

四 辞退の申出をしたとき。

6 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、年金管理者を変更することができる。

一 年金管理者が前項各号のいずれかに該当するにいたつた場合において、加入者等がその年金管理者の変更をしないとき又は加入者等が死亡その他の理由により年金管理者を変更できないとき。

二 年金管理者が第十三条の規定に違反したとき。

7 知事は、年金管理者が指定されていない場合において、心身障害者が年金を受領し、管理することが困難であると認めるときは、年金管理者を指定することができる。

一部改正〔昭和五四年条例三九号・平成七年三九号・一二年五号〕

(年金の支給停止)

**第十一条** 第九条第一項の規定により年金を支給される心身障害者（以下「年金受給権者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。

一 所在が一月以上不明のとき。

二 懲役又は禁固の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。

三 日本国内に住所を有しないとき。

一部改正〔昭和五四年条例三九号〕

(支払の一時差止め)

**第十二条** 知事は、年金受給権者又は年金受給権者に代わつて現に年金を受領している年金管理者が、正当な理由がなく、第十九条第四項に規定する届書を提出しないときは、年金給付の支払を差し止めることができる。

一部改正〔昭和五四年条例三九号〕

(年金の使途の制度)

**第十三条** 年金は、年金受給権者の生活の安定と福祉の増進のために使用されなければならない。

一部改正〔昭和五四年条例三九号〕

(年金受給権の消滅)

**第十四条** 年金の給付を受ける権利（以下「年金受給権」という。）は、年金受給権者が死亡したときは、その死亡した日の属する月の翌月から消滅する。

一部改正〔昭和五四年条例三九号〕

(弔慰金の給付)

**第十五条** 加入者等の生存中にその扶養する心身障害者が死亡したときは、規則の定めるところにより、当該加入者等であつた者（当該加入者等であつた者がその扶養する心身障害者と同時に死亡したときは、当該加入者等の遺族）に、弔慰金を支給する。ただし、その死亡の日まで継続する加入期間（次項において「加入期間」という。）が一年に満たない加入者等については、この限りでない。

2 弔慰金の額は、加入期間に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額とする。

一 加入期間が一年以上五年未満の場合 五万円

二 加入期間が五年以上二十年未満の場合 十二万五千元

三 加入期間が二十年以上の場合 二十五万円

3 口数追加加入者については、前項の額に、その死亡の日まで継続する口数追加加入者であつた期間（以下この項において「口数追加期間」という。）に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額を加算する。ただし、口数追加期間が一年に満たないときは、この限りでない。

一 口数追加期間が一年以上五年未満の場合 五万円

二 口数追加期間が五年以上二十年未満の場合 十二万五千元

三 口数追加期間が二十年以上の場合 二十五万円

4 第八条第三項の規定は、第一項ただし書、第二項及び前項の期間について準用する。

一部改正〔昭和五四年条例三九号・五七年三九号・六〇年三八号・平成七年三九号・一九年七八号〕

(脱退一時金の給付)

**第十五条の二** 加入者等が次の各号のいずれかに該当するときは、規則の定めるところにより、当該加入者等に脱退一時金を支給する。ただし、加入者等であつた期間（口数追加については、口数追加加入者であつた期間）が、五年に満たないとき又は加入者等が転出（新たに県の区域外に住所を有することとなつたことをいう。以下同じ。）したことに伴い、転出後の住所を管轄する地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に直ちに加入したときは、この限りでない。

一 脱退の申出をしたとき。

二 口数の減少の申出をしたとき。

2 脱退一時金の額は、前項第一号に規定する場合には、脱退した日まで継続する加入者であつた期間（以下この項及び第四項において「加入期間」という。）に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額とする。

一 加入期間が五年以上十年未満の場合 七万五千元

二 加入期間が十年以上二十年未満の場合 十二万五千元

三 加入期間が二十年以上の場合 二十五万円

3 口数追加加入者については、前項の額に、脱退した日まで継続する口数追加加入者であつた期間（以下この項及び次項において「口数追加期間」という。）に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額を加算する。

一 口数追加期間が五年以上十年未満の場合 七万五千元

二 口数追加期間が十年以上二十年未満の場合 十二万五千元

三 口数追加期間が二十年以上の場合 二十五万円

4 脱退一時金の額は、第一項第二号に規定する場合には、口数を減少した日まで継続する加入期間又は口数追加期間に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額とする。

一 加入者としての口数（以下「一口目」という。）を減少するとき。第二項各号に規定する加入期間に応じた当該各号に掲げる額

二 口数追加加入者としての口数を減少するとき。前項各号に規定する口数追加期間に応じた当該各号に掲げる額

5 加入者が口数追加をした後、一口目の口数を減少したときは、口数追加加入者は、加入者とみなす。

6 第八条第三項の規定は、第一項ただし書及び第二項から第四項までの期間について準用する。

*追加〔平成七年条例三九号〕、一部改正〔平成一九年条例七八号〕*

（年金等の支給制限）

**第十六条** 加入者等又はその扶養する心身障害者の故意又は重大な過失により、県が機構から当該加入者等に係る年金給付保険金の全部又は一部の支給を受けられなかつたときは、当該加入者等の扶養していた心身障害者に対しては、年金の全部又は一部を支給しない。

2 加入者等又はその扶養する心身障害者の故意又は重大な過失により、県が機構から当該加入者等に係る弔慰金給付保険金の支給を受けられなかつたときは、当該加入者等に対しては、弔慰金を支給しない。

*一部改正〔昭和五四年条例三九号・五九年四七号・六〇年三八号・平成七年三九号・一五年五三号〕*

（年金等の返還）

**第十七条** 知事は、偽りその他不正の手段により年金又は弔慰金の給付を受けていた者がいるときは、その者にすでに支給された年金又は弔慰金の額の全部又は一部を返還させることができる。

*一部改正〔昭和五四年条例三九号〕*

（脱退等）

**第十八条** 加入者等は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その事由の生じた日の属する月の翌月から、加入者等としての地位を失うものとする。

一 加入者等が死亡し、又は重度障害となつたとき。ただし、加入者等が重度障害となつた場合において、その重度障害が規則で定めるときは、この限りでない。

- 二 加入者等の扶養する心身障害者が死亡したとき。
- 三 加入者等が脱退の申出をしたとき。
- 四 加入者が掛金を二月を下らない期間の範囲で、規則で定める期間、滞納したとき。
- 五 加入者等が転出をしたことに伴い、転出後の住所を管轄する地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入したとき。

2 口数追加加入者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その事由の生じた日の属する月の翌月から、口数追加加入者としての地位を失うものとする。

- 一 口数追加加入者が口数の減少の申出をしたとき。
- 二 口数追加加入者が、口数追加に係る掛金を二月を下らない期間の範囲で、規則で定める期間、滞納したとき。
- 3 前二項の規定により脱退等した者に対しては、すでに納付された掛金は、返還しない。

*一部改正〔昭和五四年条例三九号・五七年三九号・平成七年三九号〕*

(届出義務等)

**第十九条** 加入者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則の定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 加入者等、加入者等の扶養する心身障害者又は年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
  - 二 加入者等の扶養する心身障害者又は年金管理者が死亡したとき。
  - 三 年金管理者を指定し、又は変更したとき。
  - 四 前各号に掲げるもののほか、掛金の納付又は年金若しくは弔慰金の給付に影響を及ぼす事実が生じたとき。
- 2 年金受給権者又は年金管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則の定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。
- 一 加入者等が死亡し、又は重度障害となったとき。
  - 二 年金受給権者が氏名又は住所を変更したとき。
- 3 年金管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則の定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。
- 一 年金の支給開始後において、年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
  - 二 年金受給権者が死亡したとき。
  - 三 年金受給権者が第十一条各号のいずれかに該当する事実が発生し、又は消滅したとき。
- 4 年金受給権者又は年金受給権者に代わつて現に年金を受領している年金管理者は、規則で定めるところにより、毎年、年金受給権者の現況に関する届書を知事に提出しなければならない。
- 5 加入者等、加入者等の扶養する心身障害者、年金受給権者及び年金管理者は、この制度の適正な運営を図るため、知事の行う調査に協力しなければならない。

*一部改正〔昭和五四年条例三九号・五七年三九号・平成七年三九号〕*

(加入者等の年齢)

**第二十条** この条例において、加入者等の年齢は、毎年度（四月一日から翌年の三月三十一日まで）の初日における年齢とする。

*追加〔昭和五四年条例三九号〕、一部改正〔平成七年条例三九号〕*

(掛金額の調整)

**第二十一条** 第八条に定める掛金の額は、法第十二条第三項に規定する保険約款に定める保険料額が改定されたときは、速やかに変更すべきものとする。

*追加〔昭和五四年条例三九号〕、一部改正〔昭和五九年条例四七号・平成五年三号・一五年五三号〕*

(事務処理の特例)

**第二十二条** 次に掲げる事務は、加入者等の住所地を管轄する市町村（第四号及び第七号に掲げる年金について

は、心身障害者又は年金管理者の住所地を管轄する市町村とする。)が処理することとする。

- 一 第五条第一項の規定による加入の申込みを受け付け、知事に当該申込みに係る書類を提出すること。
- 二 第七条第一項又は第二項の規定による口数追加の申込みを受け付け、知事に当該申込みに係る書類を提出すること。
- 三 第八条第一項又は第二項の規定により納付することとされている掛金を徴収し、県へ納付すること。
- 四 第九条第一項の規定により支給される年金を受け取り、心身障害者又は年金管理者に支払うこと。
- 五 第十五条第一項の規定により支給される弔慰金を受け取り、加入者等であつた者に支払うこと。
- 六 第十五条の二第一項の規定により支給される脱退一時金を受け取り、加入者等であつた者に支払うこと。
- 七 第十七条の規定により返還される年金又は弔慰金を受け取り、県へ送金すること。
- 八 第十九条第一項から第四項までの規定による届出を受け付け、知事に提出すること。
- 九 その他この条例の施行のための規則に基づく事務で規則で定めるもの

**追加〔平成一一年条例五五号〕**

(規則への委任)

**第二十三条** この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**追加〔昭和五四年条例三九号〕、一部改正〔平成一一年条例五五号〕**

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。

(暫定措置)

- 2 この条例の施行の日から昭和四十六年三月三十一日までの間に、この制度に加入しようとする者については、第四条第一項第二号中「四十五歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替えるものとする。
- 3 この条例の施行の前日に転入した者であつて、他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入者が引き続いてこの制度に加入する場合においては、第四条第二項第一号中「制度の発足後」とあるのは「制度の発足前」と、同項第二号中「転入の直前まで」とあるのは「この制度に加入する直前まで」と、それぞれ読み替えるものとする。

**附 則 (昭和五十四年十月三十一日条例第三十九号)**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の群馬県心身障害者扶養共済制度条例に基づく加入者は、改正後の群馬県心身障害者扶養共済制度条例の適用に当たっては、すべて四十五歳未満で加入したものとみなす。

**附 則 (昭和五十七年十月五日条例第三十九号)**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和五十九年十二月二十四日条例第四十七号)**

この条例は、昭和六十年一月一日から施行する。

**附 則 (昭和六十年三月二十三日条例第三十八号)**

- 1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の群馬県心身障害者扶養共済制度条例(以下「改正後の条例」という。)第八条第一項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日において、この制度に加入している者及び他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者であつてこの条例の施行後に改正後の条例第四条第二項の規定によりこの制度に加入したもの(改正後の条例第十八条第一項第一号ただし書に該当するため重度障害となつたが加入者としての地位を失わない者及び昭和五十四年十月一日以後加入者となつた者であつてその加入時の年齢が四十五歳以上であつたものを除く。)は、改正後の条例第八条第一項の規則の定めるところにより、その者の昭和六十一年四月一日における年齢に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める掛金を県に納付しなければならない。た

だし、六十五歳に達した日以後最初に到来するこの制度の加入の承認を受けた日の年単位の応当日に達している加入者で、この制度に二十五年以上継続して加入しているものは、掛金の納付を要しない。

昭和六十一年四月一日における年齢区分	掛金月額
三十五歳未満の者	一、四〇〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	一、九〇〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	二、六〇〇円
四十五歳以上の者	三、二〇〇円

3 前項の適用に当たっては、改正後の条例第二十条の規定を準用し、同項ただし書の適用に当たっては、改正後の条例第八条第三項の規定を準用する。

4 この条例の施行前の心身障害者の死亡に係る弔慰金の額については、なお従前の例による。

**附 則**（平成五年三月十六日条例第三号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成七年十月十七日条例第三十九号）

（施行期日）

1 この条例は、平成八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この制度に加入している者及び他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者であってこの条例の施行後に改正後の群馬県心身障害者扶養共済制度条例（以下「改正後の条例」という。）第四条第二項の規定によりこの制度に加入したもののについては、改正後の条例第八条第一項又は第二項の規定にかかわらず、次の各号に規定する区分により当該各号に掲げる表に定める掛金を県に納付しなければならない。ただし、六十五歳に達した日以後最初に到来するこの制度への加入の承認又は特約条項若しくは口数追加条項の付加の承認を受けた日の年単位の応当日に達している者で、この制度への加入期間又は口数追加期間（特約条項又は口数追加条項の付加の期間を含む。）を二十年（第五号に規定する者については二十五年）以上継続しているものは、掛金の納付を要しない。

一 昭和六十一年四月一日以後に加入した者で、加入者となったときの年齢が四十五歳未満であったもの

加入者となったときの年齢区分	掛金月額		
	平成八年一月一日から平成九年三月三十一日まで	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	平成十年四月一日以降
三十五歳未満の者	二、一〇〇円	二、八〇〇円	三、五〇〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	二、八〇〇円	三、七〇〇円	四、五〇〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	三、八〇〇円	四、九〇〇円	六、〇〇〇円

二 昭和五十四年十月一日以後に加入した者で、加入者となったときの年齢が四十五歳以上であったもの

加入者となったときの年齢区分	掛金月額		
	平成八年一月一日から平成九年三月三十一日まで	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	平成十年四月一日以降
四十五歳以上五十歳未満の者	四、六〇〇円	六、〇〇〇円	七、四〇〇円
五十歳以上五十五歳未満の者	五、七〇〇円	七、三〇〇円	八、九〇〇円
五十五歳以上六十歳未満の者	七、二〇〇円	九、〇〇〇円	一〇、八〇〇円
六十歳以上六十五歳未満の者	九、〇〇〇円	一一、二〇〇円	一三、三〇〇円

三 改正前の群馬県心身障害者扶養共済制度条例による制度（以下「改正前の制度」という。）の特約付加入者であった者

改正前の制度の特約付加入者となったときの年齢区分	掛金月額		
	平成八年一月一日から平成九年三月三十一日まで	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	平成十年四月一日以降
三十五歳未満の者	二、一〇〇円	二、八〇〇円	三、五〇〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	二、八〇〇円	三、七〇〇円	四、五〇〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	三、八〇〇円	四、九〇〇円	六、〇〇〇円
四十五歳以上五十歳未満の者	四、六〇〇円	六、〇〇〇円	七、四〇〇円
五十歳以上五十五歳未満の者	五、七〇〇円	七、三〇〇円	八、九〇〇円
五十五歳以上六十歳未満の者	七、二〇〇円	九、〇〇〇円	一〇、八〇〇円
六十歳以上六十五歳未満の者	九、〇〇〇円	一一、二〇〇円	一三、三〇〇円

四 改正前の制度の口数追加付加入者であった者

改正前の制度の口数追加付加入者となったときの年齢区分	掛金月額		
	平成八年一月一日から平成九年三月三十一日まで	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	平成十年四月一日以降
四十五歳以上五十歳未満の者	四、六〇〇円	六、〇〇〇円	七、四〇〇円
五十歳以上五十五歳未満の者	五、七〇〇円	七、三〇〇円	八、九〇〇円
五十五歳以上六十歳未満の者	七、二〇〇円	九、〇〇〇円	一〇、八〇〇円
六十歳以上六十五歳未満の者	九、〇〇〇円	一一、二〇〇円	一三、三〇〇円

五 前各号に掲げる者以外の者

昭和六十一年四月一日における年齢区分	掛金月額		
	平成八年一月一日から平成九年三月三十一日まで	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	平成十年四月一日以降
三十五歳未満の者	二、一〇〇円	二、八〇〇円	三、五〇〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	二、八〇〇円	三、七〇〇円	四、五〇〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	三、八〇〇円	四、九〇〇円	六、〇〇〇円
四十五歳以上の者	四、六〇〇円	六、〇〇〇円	七、四〇〇円

3 改正後の条例第八条第三項の規定は、前項ただし書の期間について準用する。

4 施行日の前日における改正前の制度の加入者、特約付加入者及び口数追加付加入者は、施行日以後は、加入者については改正後の条例第五条第二項第二号に規定する加入者と、特約付加入者及び口数追加付加入者については改正後の条例第八条第二項に規定する口数追加加入者とみなす。施行日の前日において他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入していた加入者、特約付加入者及び口数追加付加入者であって、この条例の施行後直ちに改正後の条例第四条第二項の規定により改正後の条例による制度（以下「改正後の制度」という。）に加入した者についても同様とする。

5 前二項の場合において、改正前の制度における加入期間は改正後の制度における加入期間と、改正前の制度における特約条項及び口数追加条項の付加期間は改正後の制度における口数追加期間とみなす。

附 則（平成十一年三月十五日条例第十八号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二十二日条例第五十五号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十二年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成十二年三月二十三日条例第五号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年十月十日条例第五十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年十二月二十五日条例第七十八号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、群馬県心身障害者扶養共済制度（以下「共済制度」という。）に加入している者及び他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者であって施行日以後に群馬県心身障害者扶養共済制度条例第四条第二項の規定により共済制度に加入したもの（以下「改正前加入者」と総称する。）については、同条例第八条第一項及び第二項並びに改正後の同条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の表に定める掛金を県に納付しなければならない。ただし、六十五歳に達した日以後最初に到来する共済制度への加入の承認又は口数の追加の承認を受けた日の年単位の応当日に達している者で、共済制度の加入期間又は口数が追加された期間を二十年以上（第四号に規定する者については、二十五年以上）継続しているものは、掛金の納付を要しない。

一 昭和五十四年十月一日以後に共済制度に加入した者で、加入者となった時の年齢が四十五歳以上であったもの

加入者となった時の年齢区分	掛金月額
四十五歳以上五十歳未満の者	一〇、六〇〇円
五十歳以上五十五歳未満の者	一一、六〇〇円
五十五歳以上六十歳未満の者	一二、八〇〇円
六十歳以上六十五歳未満の者	一四、五〇〇円

二 昭和六十一年四月一日以後に共済制度に加入した者で、加入者となった時の年齢が四十五歳未満であったもの

加入者となった時の年齢区分	掛金月額
三十五歳未満の者	五、六〇〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	六、九〇〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	八、七〇〇円

三 施行日前に共済制度の口数の追加の承認を受けた者（以下「口数追加加入者」という。）

口数追加加入者となった時の年齢区分	掛金月額
三十五歳未満の者	五、六〇〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	六、九〇〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	八、七〇〇円
四十五歳以上五十歳未満の者	一〇、六〇〇円
五十歳以上五十五歳未満の者	一一、六〇〇円

五十五歳以上六十歳未満の者	一二、八〇〇円
六十歳以上六十五歳未満の者	一四、五〇〇円

四 前三号に掲げる者以外の者

昭和六十一年四月一日現在における年齢区分	掛金月額
三十五歳未満の者	五、六〇〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	六、九〇〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	八、七〇〇円
四十五歳以上の者	一〇、六〇〇円

3 前項に規定する掛金の納付については、群馬県 心身障害者扶養共済制度条例第八条第三項及び第四項の規定を準用する。

4 改正前加入者に対する改正後の条例第十五条第二項の規定の適用については、同項第一号中「五万円」とあるのは「三万円」と、同項第二号中「十二万五千元」とあるのは「七万五千元」と、同項第三号中「二十五万円」とあるのは「十五万円」とする。

5 改正前加入者に対する改正後の条例第十五条第三項の規定の適用については、同項第一号中「五万円」とあるのは「三万円」と、同項第二号中「十二万五千元」とあるのは「七万五千元」と、同項第三号中「二十五万円」とあるのは「十五万円」とする。

6 改正前加入者に対する改正後の条例第十五条の二第二項の規定の適用については、同項第一号中「七万五千元」とあるのは「四万五千元」と、同項第二号中「十二万五千元」とあるのは「七万五千元」と、同項第三号中「二十五万円」とあるのは「十五万円」とする。

7 改正前加入者に対する改正後の条例第十五条の二第三項の規定の適用については、同項第一号中「七万五千元」とあるのは「四万五千元」と、同項第二号中「十二万五千元」とあるのは「七万五千元」と、同項第三号中「二十五万円」とあるのは「十五万円」とする。

8 施行日前の心身障害者の死亡に係る弔慰金並びに加入者の脱退の申出及び口数の減少の申出に係る脱退一時金の額については、なお従前の例による。

別表（第八条関係）

掛金額表

加入者となつたとき又は口数追加加入者となつたときの年齢区分	掛金月額
三十五歳未満の者	九、三〇〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	一一、四〇〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	一四、三〇〇円
四十五歳以上五十歳未満の者	一七、三〇〇円
五十歳以上五十五歳未満の者	一八、八〇〇円
五十五歳以上六十歳未満の者	二〇、七〇〇円
六十歳以上六十五歳未満の者	二三、三〇〇円

全部改正〔平成七年条例三九号〕、一部改正〔平成一九年条例七八号〕